

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令
 (平成十六年 総務省 財務省 令第一号)の一部を改正する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資
 業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令 (平成十六年 総務省 財務省 令第二号)の一部を改正する省令
 新旧対照条文

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令
 (平成十六年 総務省 財務省 令第一号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(業務方法書の記載事項に関する経過措置)</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)に関する事項とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(業務方法書の記載事項等の特例)</p> <p>第三条 前条に規定する業務が行われる場合には、第一条第二号中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九</p>	<p>附則</p> <p>(業務方法書の記載事項に関する経過措置)</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。</p> <p>一 機構法附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)</p> <p>二 機構法附則第九条第三項に規定する業務</p> <p>(業務方法書の記載事項等の特例)</p> <p>第三条 前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条第二号中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務並びに機構法附</p>

条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第二条から第六条まで並びに第八条及び第九条の規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。

則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」と、第二条から第六条まで並びに第八条及び第九条の規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務並びに機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」とする。

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令

（平成十六年 財務省 令第二号）
 総務省

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	附 則	<p>（会計の原則等の特例）</p> <p>第二条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）</p>
現 行	附 則	<p>（会計の原則等の特例）</p> <p>第二条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務が行われる場合には、第一条中「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法</p>

）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第三条第一項及び第五条から第十七条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）とする。」とする。

律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」と、第三条第一項及び第五条から第十七条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務並びに機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」とする。